

白川町新庁舎ネットワーク基本設計業務 仕様書

本業務は、新庁舎の令和7年供用開始予定に向けて実施されている建築設計に合わせて、現行庁舎ネットワークの課題抽出及び導入する業務要件を整理し、可用性・拡張性のある新庁舎ネットワーク整備のための基本設計を行うことを目的とする。

1. 委託業務名

白川町新庁舎ネットワーク基本設計業務

2. 履行場所

白川町河岐以内

3. 契約期間

契約締結日から令和5年3月24日まで

4. 対象範囲

新庁舎におけるネットワーク基本設計

- ①現庁舎等のイントラネットワーク及び出先機関との接続に関する調査
 - ②新庁舎等のイントラネットワークの設計
 - ③外部接続及び拠点間接続のネットワーク接続設計
 - ④データのバックアップ体制
- を対象範囲とする。

5. 新庁舎概要及び現行県庁舎のネットワーク規模

- (1) 新庁舎計画面積 延床面積 概ね 2,900㎡
- (2) 新庁舎 想定勤務数 110人程度
- (3) 現行ネットワーク規模
 - マイナンバー利用事務系端末（住民情報系） 約35台
 - 電子複写機 7台
 - 職員用PC端末 約100台程度
 - 業務専用端末 約35台

6. ネットワーク設計に係る基本方針

- (1) 「白川町庁舎建設基本計画」を実現するネットワーク設計を基本とすること。

- (2) 信頼性、可用性、保守性、安全性の高いネットワークシステムとし、将来性を考慮した拡張性、省電力など環境に考慮したネットワーク構成とすること。
- (3) 機器導入、運用管理、消費電力など、導入以降の運用経費を含めて全般的なコスト低減となる設計とし、行政機能移転という特殊性を考慮し、安全かつ迅速なシステム移行を実現できる設計を心掛けること。

7. 業務内容

(1) 実施計画書の作成・提出

契約締結後速やかに打合せを実施し、本業務で必要となる資料や想定スケジュール等の確認を行い、契約後14日以内にプロジェクト体制図・全体スケジュールを含んだ実施計画書を提出すること。

(2) 調査業務

現庁舎等のイントラネットワークに係る現状分析、課題分析を行う。

現庁舎等のイントラネットワークにおける課題抽出の対象は、現庁舎等の各セグメント(インターネット接続系ネットワーク、LGWAN 接続系ネットワーク、個人番号利用事務系ネットワーク、特定用途のネットワーク、その他のネットワーク)毎に有線LAN、無線LAN、各ネットワークに接続している各業務サーバ、インターネットへ接続するための機器とする。

また、必要に応じ、各課等へヒアリングを行い、庁内ネットワークに係る機器を漏れなく整理すること。

なお、事前に提供する資料等に不明な点がある場合は、現地環境を直接確認すること。

(3) 設計業務

現庁舎等のイントラネットワークの調査結果を踏まえ、新庁舎等のイントラネットワークに必要な要件を整理する。定義された必要要件をもとに、新庁舎等のネットワークに関する構成の検討、必要な構成とその台数の検討、構築の作業範囲を明確にし、設計を実施する。

また、外部接続及び拠点間接続のネットワーク接続設計を実施する。

設計にあたっては、最適化の観点に加え、費用面や運用面など複数の視点から検討を行い、複数の対応方法から比較検討を行う。

また、新庁舎にとって有益とおもわれる追加の提案も行うこと。

また、実現可能な設計を行い、必要な費用や工期等の算出、運用面などで想定される事項を明確にする。

(4) 建設基本設計及び建設実施設計との調整

町が別途業務委託する、白川町庁舎建設基本計画に基づく建設基本設計及び建設実施設計において、新庁舎サーバ室、E P S室等の建築設計が並行して実施されるた

め、建築設備・機能等において本設計に最適化されているか再検討を行い各種成果品に反映させること。

(5) 議事録の作成

本業務においてヒアリング及び打合せを実施した際には受託者が議事録を作成し、発注者の承認を得ることとする。

(6) 業務完了報告

各工程完了時及び全行程完了後に成果物の作成が完了した段階で報告書を作成し、報告会を開催すること。本報告会の完了をもって当該行程の完了とする。

8. 本事業のスケジュール

	N月	N+1月	N+2月	N+3月	N+4月	N+5月	N+6月	N+7月	N+8月
現状調査	■								
要件定義		■							
設計方針比較				■					
基本設計					■				
概算見積					■				
調達仕様案							■		
作業工程案							■		
業務完了報告									■

9. 貸与品等

受託者は、本業務に必要な庁内で保有する資料及び機器について借用することができる。

なお、貸与にあたっては借用書をあらかじめ受託者側で作成の上、貸与品受領時に発注者に提出すること。

貸与品以外の必要な資料については受託者にて情報収集・整理を行うものとする。

10. 委託業務実施条件等

委託業務履行場所については、発注者が指定する場所または受託者の申請により発注者が認めた場所とし、机、椅子、書架、電話、OA機器等の事務環境は原則受託者が用意すること。また、電話等の通信費用、消耗品費、旅費等についても受託者の負担とすること。

11. 成果品および提出期限

(1) 実施計画書

- ・プロジェクト体制図

- ・全体スケジュール
- (2) 現状調査実施報告書
- ・現庁舎等イントラネットワークの設計ポリシー一覧表
各ネットワークと、その接続ルールを整理した一覧表を作成すること。
 - ・現庁舎等イントラネットワーク機器一覧表
現状のネットワーク機器の一覧表を作成すること。
 - ・ネットワーク等物理構成図
現状のネットワークの物理構成図を作成すること。
 - ・ネットワーク等論理構成図
現状のネットワークの論理構成図を作成すること。
- (3) 新ネットワーク基本設計書
- ・設計方針比較書
設計を比較検討するための複数の対応方法（案）と概算費用比較の資料を作成すること。
 - ・外部接続及び拠点間接続のネットワーク接続設計書
外部接続及び拠点間接続のネットワーク接続に関する設計書を作成すること。
 - ・調達予定機器の一覧表
調達予定機器の一覧表及び仕様がわかる資料をまとめること。
 - ・ネットワーク等物理構成図
新庁舎等のネットワークの物理構成図を作成すること。
 - ・ネットワーク等論理構成図
新庁舎等のネットワークの論理構成図を作成すること。
 - ・庁内LAN 配線設計書
新庁舎のLAN配線設計資料を作成すること。
 - ・運用保守に関する設計書
新庁舎等のネットワークの運用に関する設計書を作成すること。
- (4) 機器調達、構築、保守、運用に係る概算費用見積
対応に必要な概算費用見積を作成すること。
- (5) 作業工程・スケジュール案
対応に必要な作業工程・スケジュール案を作成すること。
- (6) 議事録
各会議の議事録を提出すること。
- (7) 業務完了報告書
各業務で作成した成果物を基に、報告書を作成し提出すること。

1 2. 新庁舎建設等の概要等

白川町庁舎建設基本計画を参考とすること。

1 3. その他遵守事項

(1) 妨害または不当介入における通報義務等

受託者は、契約の履行に当たって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報をしなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

(2) 業務の再委託

受託者は、本委託業務を一括して他に委託してはならない。また、本委託業務の一部を再委託することができる。なお、再委託ができるのは、原則として再々委託までとする。この場合、相手方業務内容等について、事前に書面により発注者に届け出ること。

(3) 守秘義務

受託者（本調達の一部を再委託又は再々委託により行った場合はそれらの委託先も含む）は業務上知り得た情報を厳重に管理し、関係者の他に漏らし、又は本件の履行のため以外の目的に使用してはならない。このことについては、契約期間が終了した後であっても同様とする。万一、受託者の責に帰す情報漏えいが発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。

受託者の雇用人が、異動、退職等により業務を離れる場合についても、受託者はその者に対し取得情報を秘匿させなければならない。

(4) 著作権

本委託業務において提出される文書や、作成されたプログラムやツール等、本書に定める業務を履行するにあたり受託者が作成し、発注者に提出した電子データや資料等の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、発注者に帰属する。ただし、受託者が従前より権利を有する著作物及びノウハウを除く。また、受託者は、発注者に著作権が帰属する資料等に関し、いかなる場合についても著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）を一切行使しないものとする。